

社会福祉法人泚山会 特別養護老人ホームたんねの里
食材納入業務委託業者選定に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

社会福祉法人泚山会（以下「泚山会」という。）では、令和8年4月から法人内事業所における物品（調理済再加熱食材）を納入する業者を指名型プロポーザル方式により選定する。

この実施要項は、指名型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めたものである。

2. 業務概要

（1）業務内容

クックチル・クックフリーズ食材の納入及び運用開始前後の給食支援業務
(詳細は別紙「業務委託仕様書」のとおり)

（2）納入場所

所在地：新潟県柏崎市大字谷根 3190 番地 1

名 称：特別養護老人ホーム たんねの里

定 員：29名

3. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、業者の履行状況が良好で双方から異議がない場合は、同条件で自動更新できることとする。

4. プロポーザル方式、参加資格基準

本プロポーザルは指名型プロポーザル方式とし、参加できる事業者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

ただし、「参加意思表明書」を提出した後に当該要件を満たさなくなった場合、又はいずれかに該当しないことが判明した場合は、本プロポーザルの参加を取り消すことがある。

（参加資格要件）

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 食品衛生法による営業許可を受けていること。
- (2) 新潟県内に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。
- (3) 新潟県内の社会福祉法人又は医療法人が運営する施設等への納入実績があること。
- (4) 令和7年度現在、過去3年間に社会福祉法人又は医療法人が運営する施設等で食中毒等の事故を起こしていないこと、又は食中毒等の事故があった後、業務改善に努め適切な対応を行っていること。
- (5) 行政監査に必要な書類の作成が可能であること。
- (6) 納入しようとする食材を調理・加工する自社工場（セントラルキッチン）を有する、又は複数の工場との提携等により安定的な供給体制を構築し、かつ災害時等の緊急

供給体制を整備していること。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 条）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5. 参加申し込み等の手続き 関係資料の配布

(1) プロポーザル参加指名通知書の送付

- ①送付日：令和 8 年 1 月 5 日（月）
- ②送付方法：本プロポーザルに参加させる事業者には、プロポーザル参加指名通知書を電子メールにより送付する。

(2) 参加意思確認

指名を受けた事業者は、本プロポーザルへの参加の有無を「参加意思表明書」（様式 1）に明記して、令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 5 時必着で、特別養護老人ホームたんねの里に持参するか、電子メールにより提出すること。

期限までに「参加意思表明書」の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

なお、電子メールによる提出の場合は、企画提案書等の提出時に原本を提出すること。

(3) 関係資料の入手

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザルに関する資料、様式類を泚山会ホームページからダウンロードのうえ入手すること。

【泚山会 URL】 <https://www.fuku-seizankai.jp>

6. 質問受付及び回答

質問がある場合は、「質問書」（様式 2）に必要事項を記載のうえ、電子メールで提出すること。件名は、「【企業名】たんねの里プロポーザル質問」とすること。電子メール以外（口頭、電話、FAX 等）による質問は受け付けない。なお、質問書提出後、電話による受信確認を行うこと。

送信先：特別養護老人ホーム たんねの里

T E L : 0257-26-2055

Email : tanne@clear.ocn.ne.jp

受付期限：令和8年1月20日（火）午後5時まで（様式2）

回答：令和8年1月23日（金）までに回答

質問及び回答の内容については、質問者名を伏せて参加意思表明書提出者全てに電子メールで送信する。

7. 企画提案書等の提出

企画提案書及び資料（以下「提案書等」という。）は、別添「企画提案書等作成要領」に基づき作成し、期限までに提出すること。

提出の方法は、提出先に持参するか、郵送（書留郵便に限る）のいずれかによること。
なお、郵送の場合は、書類の到着の有無を担当者に必ず電話で確認すること。

（1）提出書類

様式	提出書類	提出部数
様式1	参加意思表明書（原本）※メールによる提出の場合	1部（押印のこと）
様式3	企画提案書	1部（押印のこと）
様式4	会社概要 ※任意様式可	8部
様式5	業務の実績	8部
様式6	調理済み食材に対する基本的な考え方	8部
様式7	食材の納入計画及び業務運営体制	8部
様式8	衛生管理体制	8部
様式9	危機管理体制	8部
様式10	特定テーマ	8部
様式11	見積書 ※任意様式可	1部（押印のこと）
様式12	献立表 ※任意様式	8部

※ 納入食材の試食について

別途、試食を実施しますので、以下の内容のサンプルをプレゼンテーション
当日にご準備ください。（※米飯、汁物は不要です。）

〔 ①魚を主食とした昼食メニュー 1食分
②肉を主食とした昼食メニュー 1食分 〕

（2）提出期限

提出期限：令和8年1月27日（火）午後5時まで（必着）

提出先：特別養護老人ホーム たんねの里

〒945-0857 新潟県柏崎市大字谷根 3190 番地1

方 法：持参又は郵送

8. 選定方法

「特別養護老人ホームたんねの里食材納入業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、別に定める審査基準により総合的に審査する。

(1) プレゼンテーション

① 実施日

令和8年1月29日（木）

開始時間、場所は別途通知する。

② 内容

提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

提案書等に基づく説明を求め、その内容について適時質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションに際しパソコン等を使用する場合は、各自用意すること。

（プロジェクター、スクリーン、電源延長コードは、泚山会で用意する。）

③ 所要時間

プレゼンテーションの時間は40分以内（提案説明を20分以内、質疑応答を20分程度。準備時間は除く。）とする。ただし、提案者の数により時間を変更する場合がある。

④ 出席者

提案者1社につき3人以内とする。なお、プレゼンテーション出席者の報告は、令和8年1月27日（火）午後5時までに、所属（役職）及び氏名を電子メールにより報告（任意様式）すること。また、その際、担当者（窓口）の連絡先（当日連絡可能な者）についても併せて報告すること。

⑤ その他

プレゼンテーションは非公開とする。

(2) 審査

委員会での審査において、最も高い評価となった提案者を第1受託候補者として選定し、次点となった提案者を第2受託候補者とする。

また、提案者が1社の場合でも審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

なお、第2受託候補者については選定しない場合がある。

委員会は非公開とする。

(3) 選定結果

選定結果については、プレゼンテーション参加者全員に電子メールで通知する。

結果通知は、令和8年2月6日（金）を予定する。

9. 契約

(1) 受託者の決定

泚山会は、第1受託候補者と仕様並びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、第1受託候補者との協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行った上で、受託者を決定することができるものとする。

(2) 契約の締結

上記（1）で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、泚山会と協議の上、速やかに契約の手続きを進めるものとする。

なお、泚山会は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

10. 失格事項

提案参加者が次の事項のいずれかに該当すると泚山会が判断した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 書類の提出期限に遅延した場合
- (3) 本要領を遵守しない場合
- (4) 提案書等が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 提案書等に虚偽があった場合
- (6) プレゼンテーションを欠席した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたり著しく審議の公平性に反する行為があつた場合

11. 辞退

参加意思表明後提出後に辞退する場合は、令和8年1月27日（火）午後5時までに電子メールにより、辞退理由を記した参加辞退届（様式13）を提出すること。

なお、参加辞退届提出後、上記期間中に電話による受信確認を行うこと。

12. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書等は返却しない。
- (3) 提案書の著作権は原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、泚山会が受託候補者の選定に必要であると認める場合は、これを無償で使用することができる。
- (4) 提案書等は、泚山会において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができる。
- (5) 本プロポーザルに係る情報開示の請求があった場合は、提案書等を開示することがある。
- (6) 第1受託候補者及び第2受託候補者以外の審査結果については公表しない。
- (7) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由として異議を申し立てることができないものとする。
- (8) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容については提案内容を基本としつつも、契約内容を確約するものではない。

13. 担当部署（提出先）

社会福祉法人滝山会 特別養護老人ホームたんねの里 担当：本間
〒945-0857 新潟県柏崎市大字谷根 3190 番地 1
TEL 0257-26-2055 ／ FAX 0257-26-2033
E-mail tanne@clear.ocn.ne.jp